参考 . Ŧ リシャス海 賊

の条件に関する欧州連合とモーリシャス共国への移送条件並びに移送後の海賊被疑者隊(EUNAVFOR)からモーリシャス共和(海賊被疑者及び関係財産の欧州連合海上部

暫署 - 定的適用 二〇一一年七月一四日 (ポートルイス)

(目的)この協定は、次の事項に関する条件及び方法を定

(a) め る。 モー。 とし、現に行っており、又は既に行った疑いのある者で、欧(EUNAVFOR)の作戦区域内において海賊行為を行なおう(及びレユニオン島の領海沖の公海上の欧州連合海上部隊)のモーリシャス、マダガスカル、コモロ諸島、セーシェル、 連合海上部隊によって抑留された者の移送

(b) 欧州連合海上部隊によって押収された関係財産[associated property]の欧州連合海上部隊からモーリシャスへの移送 ついる者及び関係財産の欧州連合海上部隊からの移送を受け入 8 計に基づき、海賊に関して欧州連合海上部隊からの移送を受け入 8 計に基づき、海賊に関して欧州連合海上部隊からの移送を受け入 8 対ることができる。提案される引渡しの受入れに関する同意は、事件発生場所を含む全ての関連する事情を考慮に入れて、 は、事件発生場所を含む全ての関連する事情を考慮に入れて、 は、事件発生場所を含む全ての関連する事情を考慮に入れて、 モーリシャスによって事案ごとになされる。

2 欧州連合海上部隊は、モーリシャスの権限ある法執 見込みがあると決定するより前に、実行されてはならない。上部隊により抑留されている者について有罪判決を得る合理的上部隊から証拠を受理した日より五執務日以内に、欧州連合海・移送は、モーリシャスの権限ある法執行当局が、欧州連合海・ 対してのみ人の移送を行う。 行当局に

拠に基づいて、モーリシャスの権限ある法執行当局によって下欧州連合海上部隊より関連する伝達手段を通して送付される証* 有罪判決を得る合理的見込みがあるか否かに関する決定は、

5 いかなる被移送者も、人道的に、かつ、拷問及び残虐な、非 人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の禁止並びに恣意 かと抑留の禁止を含む、モーリシャス憲法に規定する国際人権 法に規定する国際人権法上の義務に従って、いかなる被移送者も、人道的に、対り扱われなければならず、拷問又は残虐な、非人 も人道的に取り扱われなければならず、拷問又は残虐な、非人 も人道的に取り扱われなければならず、拷問又は残虐な、非人 も人道的に取り扱われなければならず、拷問又は残虐な、非人 も人道的に取り扱われなければならず、拷問又は残虐な、非人 も人道的に取り扱われなければならず、拷問又は残虐な、非人 も人道的に取り扱われなければならず、拷問又は残虐な、非人 も人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けず、 かつ、る被移送者も、その抑留が合法的であるかどうかを遅 滞なく決定し、抑留が正当化されない場合にはその者の釈放を 帯なく決定し、抑留が正当化されない場合にはその者の釈放を と言被移送者も、妥当な期間内に裁判を受け又は釈放さ 3 られずの言意の面前に速やかに連れて行かれる。 3 られずの言意の面前に速やかに連れて行かれる。 3 らればいる他の言意の面前に速やかに連れて行かれる。 3 らればいる他の言意の面前に速やかに連れて行かれる。 3 らればいる他の言意の面前に速やかに連れて行かれる。

公正な公開審理を受ける権利を有する。 公正な公開審理を受ける権利を有する。 公正な公開審理を受ける権利を有する。 公正な公開審理を受ける権利を有する。

5-7 (略)

8 欧州連合との協議を行った後、モーリシャスは、有罪判決を受けモリシャスにおいて服役する者を、前記の人権基準の専受けモリシャスにおいて服役する者を、前記の人権基準の専受は行われてはならない。 出該国において残りの刑期を務めることができる。当該国における人権状めの満足な解決策が当事国間の協議を通して得られるまで移送めの満足な解決策が当事国間の協議を通して得られるまで移送している。 8

第五条(死刑)いかなる被移送者も、 を執行されなっ。 でれてる移送者も、モーリシャス死刑廃止は従って、死刑を科す罪で起訴されず、死刑を直当されてよまなので、 いったい しょうしん いっぱん しゅうしゅう を執行されない。 死刑を宣告され又は死刑

『七条(欧州連合及び欧州連合海上部隊による支援)

欧州

供する。 と者の捜査及び訴追のためのあらゆる支援をモーリシャスに提連合海上部隊は、自ら有する手段と能力の範囲において、被移

3

第九条 (連絡及び紛争) 1 この

第一一条(効力発生及び終了)1 (略) する紛争は、モーリシャス及び欧州連合の各代表の間の外交的 手段によってのみ解決する。 この協定の解釈及び適用に関

人 2 この協定は、欧州連合海上部隊によって作戦の終了が通告されての実体刑法のいかなる変更も、この協定に従って既に移送されて当たい。 れる正当化されると欧州連合が判断する場合には、欧州連合は東が正当化されると欧州連合が判断する場合には、欧州連合は東が正当化されると欧州連合が判断する場合には、欧州連合は東が正当化されると欧州連合が判断する場合には、欧州連合は東が正当化されると欧州連合が上ができる。廃棄は通告を東が正当化されると欧州連合が上ができる。廃棄は通告を東が正当ない。 ただし、いずれの経了が通告され、東が正当ない。 ただし、いずれの経了が通告され、の受職の経済が出る。 この協定に従って既に移送され、欧州連合海上部隊によって作戦の終了が通告され、大阪には、欧州連合海上部隊によって作戦の終了が通告されている。 れた者に不利な影響を及ぼすものではない。